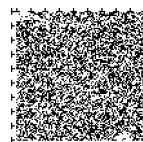


第1章

計画の基本的事項



1 計画改定の背景と趣旨

「健康」はすべての市民の願いであり、一人ひとりが生活の質（ＱＯＬ）を向上させ、充実した日常生活を過ごして豊かな人生を送るための前提条件です。

また、「健康づくり」は、市民一人ひとりがそれぞれの健康観にもとづいて取り組む課題ですが、社会全体としても健康づくりを積極的に支援する体制づくりが重要です。

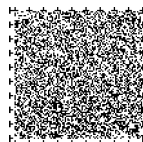
青梅市においても平成 17 年 3 月、「健康日本 21」（平成 12 年 3 月策定）および「健康増進法」（平成 15 年 5 月施行）の趣旨を踏まえ、健康づくりを総合的かつ効果的に展開するための指針として『青梅市健康増進計画』を策定し、地域保健、学校保健、職域保健、地域医療などの連携を図り、関係機関や市民団体等の積極的な参加を得ながら取り組んでまいりました。

しかし、人口の高齢化、社会生活環境の変化に伴い、がん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病が増加し、“内臓脂肪型肥満”が糖尿病、高血圧症などの生活習慣病の発症リスクを格段に高めることが明らかとなりました。

さらに、平成 17 年 3 月の青梅市健康増進計画の策定後、平成 18 年 6 月には「医療構造改革関連法」が成立し、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査・特定保健指導」等が開始されました。平成 19 年 4 月には「がん対策基本法」が施行され、総合的ながん対策が推進されています。

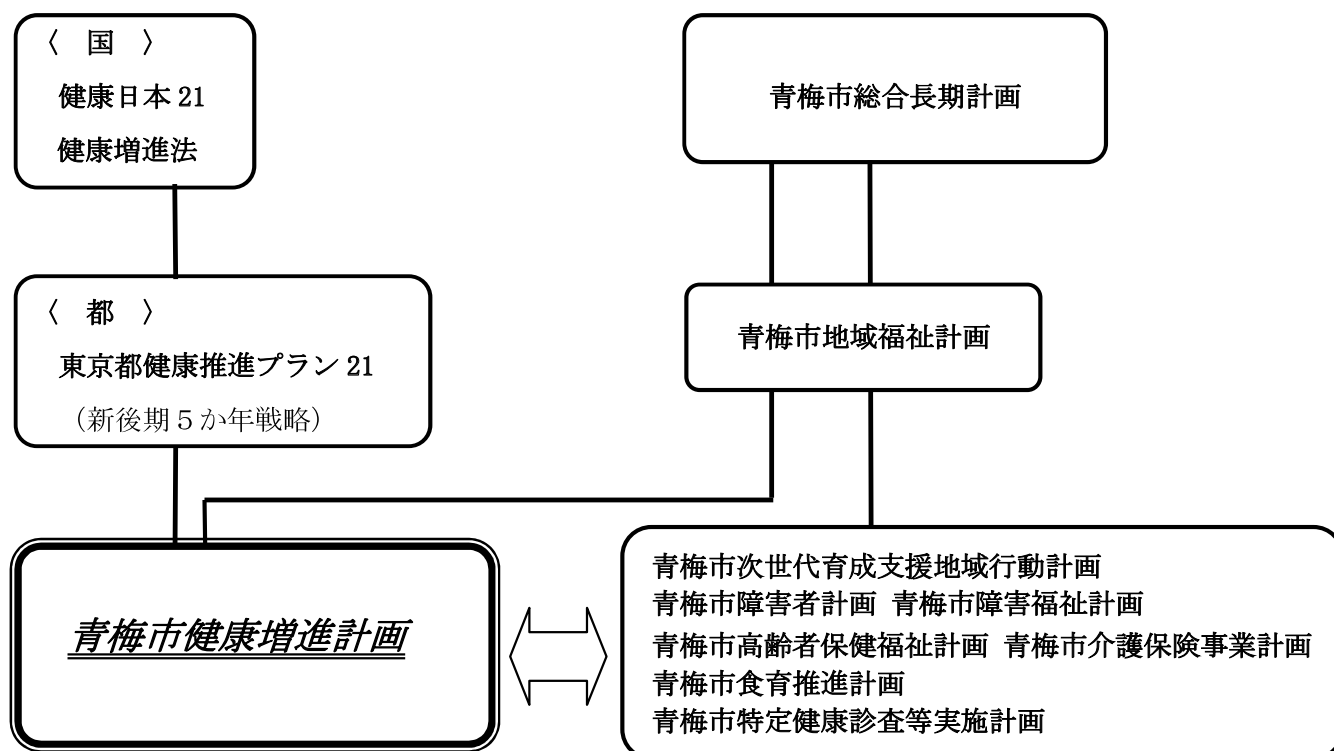
このような流れを受け、国は平成 20 年 4 月に健康日本 21 の改定を、東京都は平成 20 年 3 月に「東京都健康推進プラン 21」の改定を行いました。東京都の最新のプランでは、「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」「がんの予防」「こころの健康づくり」を重点 3 課題として掲げています。

そこで、青梅市健康増進計画が平成 21 年度で計画期間の終了を迎える機会に、期間中の施策や事業、目標数値等の進捗、達成状況の調査・確認・評価を行うとともに、国、東京都の動向をふまえた上で計画を改定し、改めて“市民みんなの明るい健康づくり”を目指すことにしました。



2 計画の性格と位置付け

- ◇ 本計画は、健康増進法にもとづく市町村健康増進計画です。
- ◇ 青梅市総合長期計画の部門計画として策定しています。
- ◇ 市が実施する健康づくり、保健施策を推進していくための指針となる総合的な計画です。
- ◇ 国および東京都が策定した関連の指針、計画等や市が策定した青梅市地域福祉計画などの関連計画との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間とします。

『青梅市健康増進計画』	平成 22 年度～26 年度（5 年間）
-------------	----------------------

